

食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会

平成16年度第1回技術小委員会議事録

日時：平成16年4月20日（火） 14：00～15：30

場所：三田共用会議所3階 C～E会議室

角田事業計画課長 本日は、お忙しい中、委員の皆様におかれましては、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

時間がちょっと早いのですけれども、皆様、おそろいでございますので、始めさせていただきます。

農業農村整備部会平成16年度第1回技術小委員会を始めさせていただきます。

それでは、開会に当たりまして、中條農村振興局次長からごあいさつ申し上げます。

中條農村振興局次長 それでは、農業農村整備部会平成16年度第1回目の技術小委員会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変ご多忙中にもかかわらず、本日はご出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

冒頭、いつも申し上げているところでございますけれども、この機会に、最新の農政の動き、特に農村振興の施策にかかわります部分につきましてご報告させていただきたいと思っております。

「食料・農業・農村基本計画」の見直しにつきましては、ことしの1月末から、食料・農業・農村政策審議会企画部会におきまして、ご論議いただいているところでございますけれども、大臣からご指示のありました品目横断的政策への移行、担い手・農地制度の改革、あるいは農業環境・資源保全政策につきまして、各課題ごとの集中審議が一巡いたしました。来週26日からは2回目の集中審議が行われる予定となっております。

そのうち、特に農業環境・資源保全政策の確立に関しましては、農村振興局がそのとりまとめの役割を担っておりますけれども、3月5日の企画部会で審議されまして、農地・農業用水等の保全管理の必要性について、おおむねご理解をいただいたところでございます。今後の企画部会におきまして、施策の具体化に向けた審議が進められるものと承知しております。

また、当局では3月末に「田んぼの生きもの調査2003」の調査結果を公表いたしました。この調査は、田んぼやその周りの水路、ため池などにおきます生態系を把握するために、

平成13年度から環境省と連携して調べていますけれども、この調査には、国営事業所などの行政機関のほかに、環境教育や環境保全活動としまして、小学校や「こどもエコクラブ」、「田んぼの学校」などの団体にも参加いただいております、地域の方々との連携によりまして全国のデータが集計されております。

調査の結果、全国で、魚類が94種、カエルが14種、それぞれ確認されておまして、今後も水辺周辺水域における生物の生息状況を明らかにしながら、よりよい施設整備と管理に生かしていきたいと考えております。

本日は、昨年度からの「環境との調和に配慮した調査計画・設計の手引き」の第3編でございます「ほ場整備」につきまして、とりまとめに向けたご審議をお願いしたいと考えております。

ほ場整備の実施の際にこの「手引き」を活用しまして、生産性の向上とあわせまして、豊かな自然環境の保全・回復を図って、人と自然が共生した農村の実現を目指していきたいと考えております。

委員の先生方におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、開催に当たりますのであいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

角田事業計画課長　それでは、まず、4月に事務局側で人事異動がございましたので、ご報告いたします。

申し遅れました。私、事業計画課長に就任いたしました角田でございます。よろしくお願いいたします。

今ごあいさつ申し上げます、農村振興局次長の中條でございます。

農村整備課長の高嶺でございます。

本日、中野委員、角野委員、細谷委員におかれましては、ご欠席されるとのご連絡をいただいております。

それでは、以降の議事の進行につきましては、岩崎委員長をお願いいたします。

岩崎小委員長　それでは、議事次第に従いまして議事を進めたいと思います。

まず、「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き」（第3編）について、当技術小委員会のもとに設置されております検討部会において、詳細な検討を進めていただきましたので、その検討結果についてご報告いただきたいと思います。

検討部会長でございます青山専門委員から報告をお願いいたします。

青山専門委員　平成15年9月25日に開催されました当技術小委員会におきまして、

「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き」(第3編)の検討は、「ほ場整備(水田・畑)」について行うこととなりました。その後、検討部会を3回開催し、検討しました上で、2月17日の当技術小委員会で中間とりまとめ(案)をご審議いただきました。その後は、2月19日から3月10日までの3週間、パブリックコメントの募集を行いまして、国民各層から集まった意見・情報を踏まえ、3月25日に第4回検討部会を開催し、最終案を検討いたしました。

本日は、検討部会での検討結果をとりまとめた「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き(第3編)(案)」をご審議いただきたいと思いますと考えております。よろしくご審議をお願いします。

角田事業計画課長　それでは、詳細につきましては、事務局から説明させていただきたいと思っております。お手元にお配りしております資料 3、4、5でございます。資料 3は、今回の「調査計画・設計の手引き」の第3編、本体でございます。資料 4は、いろいろご意見をいただいた内容についての概要でございます。資料 5は、いただいたご意見・情報等を一覧にしたものでございます。

それでは、主に資料 3の本体と資料 4に沿って、順次ご説明させていただきたいと思っております。

平成16年2月19日から3月10日の間、農林水産省のホームページにこの「手引き」の案を掲載いたしました。パブリックコメントとして、これに係る意見・情報を募集したわけですが、この間、団体も含めまして、全体で36名から216件の意見・情報が寄せられたところでございます。

資料 4の一番最後のページをごらんいただきますと、どのような方々からご意見をいただいたかということが出ておりますけれども、学識経験者(大学の先生方)、公務員、会社員、団体、その他(一般の方々)ということで、このような分類になっております。

意見・情報提供の内容でございますが、全体で216件ということでございますが、特に第2章「一般的事項」、第3章「調査、計画」に関するご意見が多くありました。

それでは、資料 4の冒頭から順次ご説明させていただきます。

まず、いただきましたご意見でございますが、今回の「手引き」全般についてのご意見として、主に4点ほど挙げられると思っております。

最初は、あらゆる角度から検討されて、よく整理されている。大変わかりやすいとりまとめで、手順もよく示されているという、ありがたいお褒めの言葉をいただいたところで

ございます。

また、「手引き」が実際の現場で有効に活用されるためには、環境との調和への配慮が現場で実行される仕組みづくりを進めることが重要だというご意見もございました。

環境配慮対策の検討に当たりましては、調査、計画、設計の各段階において、環境影響や効果の予測、分析、評価を行うことが不可欠だというご意見をいただいております。このご意見につきましては、「手引き」の中の、幾つかの箇所にそのようなことを明記して反映したところでございます。

4つ目として、「地域住民」と「農家を含む地域住民」の使い分けについて、言葉の使い方を慎重にされたいというご意見でございます。これにつきましては、「地域住民」は農家を含むということでございますので、「農家を含む地域住民」という表現にすべて統一いたしました。

それでは、第1章の「目的と取り扱う範囲」でございます。

まず、2ページでございますが、「手引きの取り扱う範囲」ということで、「環境との調和のイメージ」という部分につきましては、整備済地区での扱い、未整備地区での扱いについて、一つの図で示されておりましたけれども、これをわかりやすく分離するということで表示いたしましたところでございます。未整備地区につきましては、その影響をできるだけ少なくする。整備済地区におきましては、失われた環境回復を図っていく。そのような方向性を整理したところでございます。

次のページでございます。田園環境整備マスタープランとの関連について明示しておくべきではないかというご意見でございます。これにつきましては、本体資料の3ページでございますとおり、田園環境整備マスタープランを踏まえて、環境配慮対策の検討を行うということを記述したところでございます。

次に、第2章の「一般的事項」でございます。これは、4ページから5ページに関する指摘でございますけれども、「水田の特徴」においては、生物、生態系に関する用語や表現について適正を期すべきというご指摘でございます。5ページの7段目でございますが、水田では産卵しない魚類が、えさをとるために、未成魚の段階で水田に移動するのは非常にまれな例であるというご指摘がございまして、これに基づいて削除したところでございます。

次に、「水田に生育する植物」ということで、8ページでございますが、畦畔の定義について、部位の名称の用語を再検討してほしいというご意見がございました。これにつき

ましては、8ページの絵にございますように、畦畔の名称をこのように定義いたしました。これは、「持続的農業のための水田区画整理」等の論文のものです。

次に、「農村地域の生態系の現状」でございます。16ページをお開きいただきたいと思っております。これは、「ほ場整備による生物多様性への影響」の部分でございますけれども、用排分離に関する記述に対して、水田の生物多様性に影響を与える大きな要因であることから、この具体例を示すなどして記述の充実を図るべきではないかという意見がありました。これにつきましては、16ページの下にございますとおり、用排分離の影響ということで、排水路が深くなって、連続性が分断されるといった状況について、写真で示しました。

17ページの「用水路のパイプライン化」については、生態系に関しては、基本的にマイナスの影響ということですが、逆にプラスの面もあるのではないかという点を記述すべきではないかというご意見でございますが、ここでは生態系への影響を記述するという趣旨からして、そのような記述はしないという対応にさせていただいたところでございます。

次に、26ページから29ページにかけてでございます。「ほ場整備の特徴」というところで、これは基本的に計画基準の「ほ場整備」を前提としているわけでございますけれども、そのような計画基準を前提とすることについては限界があるのではないかというご指摘でございます。これにつきましては、環境配慮の基本的な考え方として、計画基準を前提にした上で、事業による環境への影響を極力小さくする、あるいは損なわれた環境を回復するために、この「手引き」を参考に、環境配慮対策を検討するということを記述したところでございます。スタンスを明確にしたということで、これは30ページの上段のところ記しているところでございます。

同じように、これまでのほ場整備の設計の原則をどう扱うべきかというご指摘もあったわけですが、これにつきましても、同じようなスタンスで臨みたいということでございます。今回の記述の中でそのようなカバーをしたいということでございます。

第3章にまいりまして、32ページでございます。「調査計画にあたっての基本的な考え方」の部分でございますが、環境への影響が大きいと判断される場合には、計画の縮小や中止も視野に入れた取り組みがあり得ることを念頭に置く、という記述をすべきではないかというご意見でございます。これにつきましては、環境配慮の検討を進めるプロセスの中で、環境情報協議会の開催、あるいは専門家から指導・助言をいただくような機会が組み入れられております。そういう過程がそういったチェック機能をもつということでございまして、このチェック機能の中で対応するというところで、特段の修文はしないというこ

とにさせていただきたいと思っております。

35ページでございますけれども、環境保全目標の設定でございます。これにつきましては、目標の実現性や生態学上のモラルなどのチェック項目が必要ではないかというご意見でございます、ご意見を踏まえて、35ページの下のところ記述を追加させていただいたところでございます。

次は、44ページにまいりまして、「合意形成を円滑に行うための事業推進体制の整備」というところでございます。事業の推進体制の整備の図がございますけれども、この検討体制の中に、環境保全委員会の役割、あるいは他の委員会との関連について、具体的な記述をするべきではないかということで、環境保全委員会における役割についてここに追加したということでございます。

次は、47ページ以降でございます。「環境調査実施のフロー図」というところがございますけれども、「事業実施が地域の生態系に及ぼす影響」に係る記述につきまして、「環境に配慮しない従来型の事業の実施」といった記述をするべきではないかということでございます。従来型の事業でも、全く環境に配慮していないということでもないわけでございますので、そこはそういう特定した記述にはしないということで対応させていただきたいと思っております。

50ページにまいりまして、生物、生態系に関する用語や表現を適正に記述すべきであるというご指摘でございます。生物の種類がいろいろ記述されておりますけれども、これを一つ一つ検討いたしますと、例えば「ため池」のところシオカラトンボが減少して、オオシオカラトンボがふえることは一般的にないということでございますので、その記述を削除しました。その他、ご指摘を踏まえて、用語の整理をさせていただいたところがございます。

次に、ページが少し飛びますが、「計画にあたっての検討事項」ということで、62ページでございます。保全対象生物につきまして、恣意的な種の抽出が生態系を乱す危険性の懸念があることから、生物・生態学的な観点を最も重視して設定すべきであるというご指摘でございます。保全対象生物の設定については、これまでの考えどおり、生物・生態学的な観点も含めて、総合的な見地から行うこととしているというスタンスでございますので、「総合的な見地」という表現の中で、ご指摘のような内容についても対応してまいりたいということでございます。

次に、同じく62ページでございますが、「計画の進め方」の「エリアの設定」のところ

に関しまして、絶滅危惧 ・ 類に指定されている種については、計画段階において、これらが生息する場所を「回避エリア」に自動設定することを原則とする必要があるのではないかというご指摘でございます。このような種が生息している場所につきましても、環境配慮の基本的な考え方は、ミティゲーション5原則の中で対応するというところでございますので、その5原則に従って対応するというところからして、修文はしないということにしたいと思っております。

78ページでございます。「計画の進め方」でございますが、ここにつきましては、創設換地により、簡単にピオトープ用地が生み出せるという誤解が生じないように、創設換地の手法を明示した方がいいのではないかというご指摘でございます。これにつきましては、創設換地の具体的な手法を記述するとともに、本体の後ろの方についております「用語集」におきましても、創設換地についての説明を追加させていただいております。

それでは、第4章の「設計、施工」の部分でございます。

87ページでございますが、「設計にあたっての基本的考え方」でございます。簡易な施設で試験した後に正式な設計を行う、施工時の自由度を高めるといった一段と踏み込んだ記述は望ましいことであると。これは、ご指摘というよりは、このような表現は適切であるというご意見でございます。

自由度の高い設計に関する記述で、Adaptive Management（順応的管理）を紹介してはどうかということございまして、ちょっと前後しますが、31ページの「環境に配慮したほ場整備の考え方」の部分に、Adaptive Managementについての記述を追加してございますので、こちらの部分での対応ということにさせていただきたいと思っております。

「設計にあたっての検討事項」ということでございます。89ページでございます。水路工に関しまして、水生生物の生息・生育上最も重要なことは、年間を通しての水の確保であり、その対応について明記すべきではないかというご指摘でございます。これにつきましては、水路工の一番下の段の「低水期の生息・生育空間の確保」というところで、年間を通して水の確保ができる場所とのネットワーク化を図ることを記述させていただきました。

次に、94ページから110ページにかけてでございます。この範囲につきましては、これまでのいろいろな環境配慮の蓄積があるわけでございますので、そういった蓄積から工種例をたくさん出して、参考になるようにということで今回資料を作成したわけでございますけれども、これは非常に参考になるというお褒めの言葉をいただいたところでござい

す。

ただし、「環境配慮型ポーラスコンクリート」及び「魚巢ブロック」といった対策工法の効果は検証されているのか、また、水路からの落下防止施設などは、適切な例とはいえないのではないかとのご指摘がございます。これにつきましては、環境配慮型のポーラスコンクリート、あるいは魚巢ブロックについては、効果の実証データがあることを今回確認いたしました。小動物の落下防止につきましては、107 1ページに、水路を横断するために、動物が渡れる橋のようなものをかけている例がございますけれども、これにつきましては、十分な検証結果がないということなので、これはこの事例からは削除したいと思っております。

111ページにまいりまして、「施工における留意事項」でございます。半川締め切りなどの工法が既に確立されていることから、留意点として、流水を確保することを加えるべきではないかというご指摘でございます。これにつきましては、ご指摘を踏まえて、「施工計画の留意点」のところに、「施工中において水生生物に影響を与えないよう流水の確保に努める」という記述を追加させていただきました。

次に、第5章でございます。116ページでございます。「モニタリング」のところで、生物だけではなくて、湧水など環境基盤の変化の状況、維持管理の変化等についてもモニタリング項目として扱うよう記述してはどうかというご指摘でございます。これにつきましては、モニタリング項目の中に、一番下の欄の「配慮対策による影響」を追加いたしまして、ご指摘の視点に対応するというようにさせていただきます。

122ページでございます。ここまでが水田のほ場整備に対する記述でございますが、第6章のところからは畑でございます。畑については、まだ知見が限られているので、分量的には限られたものとなっております。

ご指摘の点は、畑には水田と異なる特性があることから、それに応じた監視項目など、モニタリングについて言及すべきであるということでございます。モニタリングについても知見がまだ不十分ということでございますので、今後、畑については事例の蓄積を行って、まずは知見の充実に努めていくことを優先していきたいと思っております。

「参考資料」及び「用語集」でございます。後ろの方に「用語集」がついておりますけれども、これらについても記載の充実を図るべきとする意見が寄せられておりまして、そのご意見を踏まえて修正・加筆したところでございます。

以上、今回のパブリックコメントのご意見、あるいは情報の提供を踏まえて、本編につ



いて修正した箇所についての概要をご説明させていただきました。

岩崎小委員長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの内容につきまして、ご自由にご発言をお願いいたします。どなたからでも結構でございます。

小林臨時委員　私は初めてなもので、教えていただきたいのですけれども、先ほど話があった創設換地について、「用語集」の方にも説明が書いてあるのですが、初めての者にとっては、創設換地というのはわかりにくかったものですから、簡単にいうとどんなことなのか教えていただければと思います。

角田事業計画課長　ご説明いたします。ほ場整備を行うときに土地の区画整理をいたしますけれども、従前は非常に狭小な区画で、ばらばらに小規模分散して農地をもっているものを一定の区画に整理するわけで、所有している農地を新しい形に移しかえる必要があります。そういう土地の交換、土地をかえるという意味で「換地」といっております。従前の土地の生産性等を適切に評価して、従前、所有していた土地と事業完了後の新しい土地が対等な関係になるように評価して換地するのが一般的でございます。

創設換地と申しますのは、農地を農地として換地するのではなくて、農地以外の新しい用途を生み出そうということで、この場合ですと、農地からビオトープの池を生み出す。そこは農地ではなくて、ビオトープの池として、その機能を発揮させるという意味で、その用途を変更して換地する。いってみれば、新しい用途の土地を生み出すということで、「創設換地」という表現を使っているところでございます。

小林臨時委員　農地を提供する農民には支払いがあるのですか。そうではなくて、全体の中から生み出してくるのですか。

角田事業計画課長　この場合は、全体の中から生み出すということでございます。

小林臨時委員　ありがとうございました。

河地専門委員　まず、32ページの下から4行目は誤字で、「恩恵を享受できる共用の財産」は、「恩恵を享受できる共有の財産」だと思っております。

また、一部修正いただいたところだと思っておりますが、44ページの「3. 合意形成を円滑に行うための事業推進体制の整備」ということで、(1)(2)と掲げられて、その例として、一番下の図が例示されています。環境保全委員会を入れられたということですが、(2)の中で、「部会の設置や、農家を含む地域住民等によるボランティア組織等の設置、グラウンドワーク組織の活用等、地域の状況に応じて検討することが望ましい」と書いて

おります。一つの例だから、これでいいのだという話になればそれまでかもしれませんが、地元住民の意見を聞く、合意形成の土台をつくるという意味で、こういう部会そのものが事業推進組織の中にあっては具合が悪いのではないのでしょうか。この全体の図は、あくまでも事業を推進する側の組織体制であって、行政と事業推進組織との連携というイメージにしかとれないですね。そのほかの形があるのですが、例えば環境情報協議会は、そこまでのページのフローの中に何度も出てきている。それも一つの形かもしれませんが、たとえ例にしても、こういう図では、地域住民等の意見をくみ取る、合意形成する、参加型の形には読み取れない。その辺、ご検討いただいた方がいいのではないかなという思いがします。

最後ですが、これは「第3編」に限ったことではないのですが、言葉の使い方で、ミティゲーションと自然再生推進法の解説が、126、127ページのところでありましたね。126ページで自然再生推進法は、保全、再生、創出、維持管理という4つのことを定義していますね。「再生」という言葉は、「損なわれた自然環境を取り戻す行為」と定義されていて、一方で、次のページのミティゲーション5原則の中で、「修正」は「環境そのものを修復、再生又は回復すること」とされています。この修復、再生、回復はどのように定義づけておられるのか。本文の中で「再生」という言葉が出てきますが、この「再生」という言葉と、自然再生推進法でいう「再生」は同じなのか。その辺、言葉の使い方を仕分けして、整理された方がいいのではないかと。たしかこれは自然再生推進法が後にできたのですね。ミティゲーションを考え出したのが先で、その辺の時間的な前後関係がありますから、仕方ないのですが、少なくとも言葉の原意を定義づけた上で、要所要所、使い分けられた方が混乱もないと思います。

角田事業計画課長 最初のご指摘のところは、言葉の使い方の問題ですので、ご指摘のとおり修正させていただきたいと思います。

44ページの一番下の図につきましては、基本的に事業推進組織の例ということで、住民側の組織体制の問題でございます。したがって、ここに「環境保全委員会」と入れておりますが、住民による推進組織外の活動も当然あるだろうと思っております。例えば、45ページでございますとおり、グラウンドワークの活動や地域のさまざまなボランティア組織の設置があり、これらが推進組織と並行して動くことが望ましいということでございます。それは推進組織の整理には入れておりませんが、実際は、45ページの表にあるような形で動いていただくことが望ましいのではないかと考えております。

河地専門委員　　そういうグループなり団体なりが、自然発生的に起こるものだという前提に立っておられるのか、そういう仕組みを行政側が先導的につくって、そこに住民に参加してもらって、意見をくみ上げるのか、その辺がみえてこない。そういうものが出てこなかったら知らんぷりで、この推進組織の意見だけで進めるのかどうかという問題です。

角田事業計画課長　　環境配慮を進める際には、前提として、環境整備マスタープランを作成し、その中で環境を保全すべきエリア等を決めて、そこでどういう対応をとるかという計画づくりをやっていくわけです。その計画づくりをする際には、地域住民の方の意見を聞くというプロセスが当然組み込まれるわけでございます。地域のボランティア組織、グラウンドワークの組織があれば、それに越したことはないのですけれども、地域で環境活動されているグループからご意見を聞くことは、環境配慮のプロセス全体の前提になっていくと思っております。そのあたりの前後関係や、環境をより明確に記述する必要があるというご指摘があれば、そこはそのように対応したいと思います。よろしいでしょうか。

岩崎小委員長　　よろしゅうございますか。

河地専門委員　　検討お願いします。

岩崎小委員長　　それでは、ほかの委員の方。

遊磨特別委員　　たくさんあるのですが、ざっといわせていただいてよろしいでしょうか。

まず、全体が大部過ぎるので、相当お削りになられたらいかかかなと思います。例えば、水路のところや農道のところは既に「手引き」が出ているので、そちらから更新された情報でもない限り、大概のところは削られてもさして問題はなからうと思います。

ただ、田面整備との関係で、特に述べておきたいところが幾つかあるでしょうから、新しいところだけ載せたらいいのではないかなという気がいたしました。

次に、15ページですが、「ほ場整備による生物多様性への影響」ということで、その下に【解説】1, 2. があって、例えば、1. の「区画の拡大による影響」で確かに畦畔の減少ということもあるのですが、もう一つ、田んぼのへりというのですか、我々は「周辺効果」と呼んでいるのですが、そういう周辺部の効果がなくなっていくことはかなり大きいと思うのですね。そういうキーワードをぜひ入れていただきたいというのと、3. として、例えば水路や農道の項目を立てて、2、3行書き加えておくべきではないかなという気がいたします。

18ページに飛ぶのですが、2. 2. 3 はほとんどが削除できるのではないかなという

気がします。耕作放棄の部分は難しいと思うのですが、ここに書いてある記述そのものは、環境への問題というよりも、生産性の問題を非常に重視した内容が書かれている気がいたします。

その中でも、例えば、19ページにあります(2)の「植生の変化」のところの記述は結構難しく、3行目に、「このような雑草群落が消失し、多年生植物へと植生変化が進んで」とあり、これが悪いように書かれているのですが、一方で非常にいいことでもあるのですから、この2ページは思い切って削除されたらどうかと思います。

同じようなことで、21ページの2.2.4の「外来種による影響」があります。1.の(1)の中で、オオクチバスなどについて書いてあるところは、田面そのものにほとんど関係のない記述ですね。このようなところはバツサリと落とされたらどうかという気がいたします。

また、26ページのところで4行ほどの四角囲みの文章がありますが、この中には、「環境への配慮」という言葉が入らなければいけないのではないかなという気がいたします。同じように、27ページの上から数行の部分などにもそれぞれ入ってくるのではないかなという気がします。ここに書かれていないということは、2.3の「環境に配慮したほ場整備の考え方」のところで、環境に配慮しなくてよいということになってしまうのではないかなという気がします。

同じく26ページのほ場整備後のイメージ図ですが、これは環境に配慮した図として適しているのでしょうか。イメージとして、ちょっと古過ぎるのではないかなという気がするので、ご検討いただければと思います。

30ページの真ん中辺に、(1)、(2)として、環境配慮に対する考え方のところがあります。後でも類似の話が出てくるかもしれないのですが、区画の作り方の問題とか、田面そのものにいろいろな工夫を加えるといった文言がどこかに入らないかなという気がいたします。田面そのものに対する配慮がほとんど加えられていないので、こういうところから、少しずつそういう工夫をしていただけないかなという望みであります。

35ページに行きます。35ページの下の方に【環境保全目標のイメージ】というのがありますが、「現況の環境保全を目指した目標の例」としてはじめに「自然豊かな散居村の保全」ということで、いきなりこんな言葉はちょっと寂しいのではないかなという気がしたのです。むしろ、こういうところに、「魚」や「自然」という言葉に加えて、「子供が安心して歩けるあぜ」とか、「子供が安心して魚すくいができる田んぼ」といった言葉が入

の方がほんわかとしていいのではないかなという気がいたしました。

53ページ以降、「注目すべき生物」という表現がたくさん出てきますので、1点だけ指摘させていただきます。「注目すべき生物及び景観」という言葉が入らなければいけないのではないかなという気がします。これは生物種だけの問題ではなくて、やはり景観も重要でしょう。ほかのところにはところどころに出てくるのですが、こういうところで抜けている。何かもったいない気がします。生物だけではなくて、景観そのものも非常に重視すべきではないかなという気がいたします。

62ページです。この辺、私は何ページといったところが当たっているかどうかは別ですが、一番下に4.の「具体的な配慮対策の検討」というところがあって、環境配慮の5原則等はいいいのですが、こういうところに、「ビオトープ水田」といったキーワード、あるいは、乾田化に対する湿田化 全部を湿田化するわけではないのですが、回復、あるいは再生の方向として、そういうキーワードがどこかに入ってもいいのではないかなという気がいたします。

65ページに、〔環境保全目標の絞り込みの設定例〕ということで図がありますが、この設定例はすべて水路です。これは田面の例にかえていただきたいと思います。

また、69ページに〔ほ場整備による環境への影響の検討例〕という表がありますね。ここに「工事後の影響」、「工事中の影響」というのがありますが、常識的に考えると、「工事中の影響」が上に来て、「工事後の影響」が下に来るべきだろうという気がいたします。

「工事後の影響」のところでも少し触れられているのですが、土地改良をするときに土を入れかえるという物理的な行為も、すごく大きなダメージを与えているような気がするのです。もちろん、それをやってはならないというわけではないのですが、配慮すべき項目として、土の入れかえの問題も入れておかれる方がいいのではないかなという気がします。

71ページに図がありますが、右下の「回復エリア」の囲みで、左からいきますと、水路、農道、水田の乾田化ということになるのですが、このマニュアルは田んぼのことですから、一番右のものが左に来るべきではないか。

73ページに、「各工種における具体的配慮対策の例」ということで大きな表がありますが、この表の一番上に「区画整理」という部分があります。この内容は、区画整理等々も含めてだと思のですが、田んぼの中の問題と、田んぼと田んぼ以外との連続性の問題を

分けて書かれる方がいいのではないかなという気がいたします。特に、田んぼの中でどういことができるかという項目として、ビオトープ水田もその一つの例であるのでしょうけれども、区画を少し小さくするとか、ほかのところで「温水路」という言葉が出てきて、その用語が正しいかどうか、私、知らないのですが、水を温めるための小さな水路を田んぼの中に設けるとか、深掘りの場所をつくるといった事例をむしろこういうところに入れられる方がいいだろうという気がいたします。

74ページです。下に写真が2枚載っておりますが、これも水路の例ですね。こういうところも、せめて畦畔の例とかという形で載せていただけないかなという気がいたします。

81ページの上に表が2段載っております。「維持管理項目とその目的」のところに維持管理の内容がいろいろ載っているのですが、こういうところに、農業としてはもっと基本的な代かき、あぜ塗り、田植え、施肥、農薬、かけ流しといった項目がなぜ入らないのかなと非常に不思議に思いました。それは必要でないのかもしれないのですが、ご検討いただけたらと思います。

下の「生態系に配慮した維持管理の配慮事項の例」のところは、あぜにマルチをかけないとかという項目がなぜないのか、非常に不思議に思いました。

86ページです。分野外のことなので、的外れになるかもしれませんが、下の方に、(4)の「経済性の確保」という問題があります。ここで又聞きした問題があるのですが、たとえば、大区画化した場合、一つの区画のレベル合わせが大変だということを時々聞きます。ほんの少し傾いているだけで、向こうの端っここっちの端っこで水深が違うのです。だから、そういうレベル合わせ等の初期投資、別の形の初期投資等、そこまでは、ほ場整備でやっていただけないのです。これは農家の方がやらなければいけないと思うので、そういうこともちゃんと書いておかれた方がいいのではないかなという気がいたします。

90ページです。ここにいろいろな生物の例が入っているのですけれども、悲しいかな、ここには、水田内で一生を全うするものの例が書かれていないのです。本当は私がよく知っていなければいけないのですが、よくわかっていない部分も多いのですけれども、最近、非常に減っているヘイケボタルが水田内で一生を終えることは多分確かですので、生活史が余りはっきりわかっていないとはいえ、そういう例は載せておかれた方がいいのではないかなという気がいたします。

最後ですが、112ページの下に施工時期の表があります。どういうお気持ちでこれを書

かれているのか、ちょっとわからないのですが、1月、2月、3月、4月、5月、「この時期に施工すると影響が大」と。これは事実なのでしょうが、どうなのでしょうね。4月、5月ぐらいに工事をするにはあるのでしょうか。5月は微妙なところですが、この時期までこういう線が引っ張ってあるのはちょっと気になったところです。確かに、アカガエルにとっては影響が大なのでしょうけれども、この時期と実際に施工する時期はもっとずれているという感があるので、この辺はどう整理されるのか、ちょっと疑問に思いました。

岩崎小委員長 意見をたくさんいただきましたが、大きなところとして、いろいろなものが盛り込まれ過ぎているというご指摘がございました。私が答えるのは適当かどうかわかりませんが、皆さんから見ると、我々、一つの技術者集団に見えるかもしれませんが、ほ場整備を担当する技術者は、都道府県の職員等も多いものですから、この「手引き」を第1編、第2編、第3編と勉強していただいて、これに書いてある、というのではなく、これ1冊をみればある程度わかるというのが大事なような気がいたします。

そのほか、先生から、細かい点について、ご要望なりご意見がいろいろございましたけれども、今ここで議論するというのではなく、預らせていただくということでどうでしょうか。よろしゅうございますか。

遊磨特別委員 はい。

岩崎小委員長 ほかにご意見ございますでしょうか。

竹谷専門委員 本来、前回申し上げるべきだったかもしれませんが、前回、所用のために欠席したものですから、先ほどの各委員のご発言とも関連するところで、ダブるところは避けた形で申し上げたいと思います。

1つ気になるのは、これは、利害相反は頻繁に起こり得ることだと思います。例えば環境配慮ということ1つとっても、一方で、ほ場整備の大目的は何なのかというところで考えた場合、どこの点で折り合うのかということが見えにくいために、いろいろな形でもっともっと書き込まないとだめではないかという意見になってくるのではないかという印象をもつのです。ここの中で、農家を含む地域住民等の合意という形もしばしば使われるのですけれども、それでは、どういう形で合意できたという判断をするのか。例えば、ほ場整備をする場合、3条資格者がハンコを押すか押さないかというのは極めて重要なところだと思うのですが、仮に、自分のもっている農地なりその周辺のところが、環境配慮のために事業地区から除外される。そのような地域の意向が出た場合、所有者としては、あるいは耕作者としては、絶対一体的に整備してほしい、ということは現実的に起こり得

るのではないか。そのときにどちらが優先されるかという、これはあくまでもほ場整備事業で大目的を実現するためにということでしょうから、そういう利害相反の問題をこの中のどこかにもうちょっと書き込んだ方がいいのかなという感じをもちました。

例えば30ページで、該当する箇所が出た場合、そこを回避するかどうかということが出てくるのですけれども、そういう回避は、だれがどういう形で最終的に合意すれば前に進めるのか進めないのかということで、こういったところは利害相反の一例だと思いますので、特に、ほ場整備を申請する主体が賛成しにくいようなケースを想定して、具体的な記述があるのが望ましいのではないかと考えております。

それとかかわるのですけれども、仮に、水路でなくて、畦畔という形で事例を取り上げた場合、その畦畔の維持管理は、具体的には農地の所有者なり耕作者が行う。そのコストは、すべて利用者なり所有者が負担する形になってくるわけですね。水路の場合は、地域という形で、特定の人のコスト負担にはならないケースが想定できると思うのです。あるいは、農道沿いに植樹する、緑化するという話も出てくるのですけれども、そのときの維持管理責任はだれが負って、その費用はだれが負担するのかということころは、例えば 115 ページに【環境に配慮した整備後の体制】というところがありますので、恐らくこのあたりがベースになって、地域での話し合いが進み、費用負担を含めて議論され、特定の農業者なり耕作者に属さない部分については合意は得やすいと思うのですが、畦畔等にかかわると、これは非常に難しい問題になってくるのではないかと考えていますので、もし事例が出されるとしましたら、その辺、踏み込んだところを記述する必要があるのではないかと考えております。

これはお願いというか、85ページのところですが、これは、3・4・8の「まとめ」、計画策定の「まとめ」のところにあるわけですが、その2つ前のところに、3・4・6ということで「環境配慮に係る維持管理計画の策定」がございまして、「まとめ」の中にはそのあたりのところの記述がございません。維持管理は非常に重要な項目だと私は考えておりますので、「まとめ」の項目の1つとして、例えば85ページの6と7の間に「環境配慮に係る維持管理計画の策定」を入れていただくのがいいのではないかと考えました。

岩崎小委員長     ありがとうございました。

いかがですか。

角田事業計画課長     利害相反のご指摘でございます。基本は、32ページに書いてありますとおりでございますが、農地の整備を推進したいという農家の方の意思、一方、環境



を守りたいという方々の意思があるわけで、地域にさまざまなご意見があるのだらうと思います。その地域にどういう環境があるのかということをよく調査し、意見を調整しながら、田園環境整備マスタープランの中でそういうものをまとめていくというプロセスが重要だらうと思っております。その田園環境整備マスタープランに基づいて、ほ場整備の事業 効率性を追求する事業であります、一方で、環境保全との両立というところで事業を展開していくという方向でございまして、74ページに〔配慮対策の例〕がございすけれども、このような形では場整備を行う場合、例えば土水路として保全するところはどこにするのかとか、ため池をそのまま残すところ、樹林地を残すところなどを地域の話合いの中で決めて整備していく。保全すべきところはそのまま残して、工事の対象からは外すといった取り組みが基本になるのではないかなと思っております。

ご指摘の点を踏まえて、その記述をさらに充実すべきところがあれば、そこは検討してまいりたいと考えております。

岩崎小委員長 ほかの委員の方、ございましたらどうぞ。

安部専門委員 1点だけ、教えていただくという意味でお願いしたいと思うのですが、パイプライン化についてでございます。これは、こういう書き方にならざるを得ないと思うのですが、現実にはパイプラインが相当普及しておりますし、今後、更新事業等でも当然のごとくそういう形で、あえて開水路にする、ということは見込めないと私は想像するのです。そうしたときに、先ほどありましたように、水路工の中で整理されておれば別なのですが、もしそこにないとすれば、パイプラインについても多少触れるべきではないでしょうか。何ページでございましたか、パイプラインについては記述がございましたが、89ページの水路工の中で、パイプラインについては記述が全然なされていませんので、でき得れば相対する形で、パイプラインについての考え方について、触れてあった方がいいのではないかと思います。このままでいきますと、全面的に否定したままになってしまうような感じがします。

岩崎小委員長 いただいておりますということによろしいですか。

安部専門委員 はい。

岩崎小委員長 ほかにございますでしょうか。

小林臨時委員 この第3編は、最初の取り組みから大変意欲的で、私どもも非常に関心をもって見ています。非常によくまとまってきたのではないかなと思います。

先ほど遊磨委員からのご指摘もあったのですが、岩崎小委員長のお話のように、

総合的な手引きとして活用することが大事かと思えますし、また、第2章の一般的な事項に関しましては、なぜ環境配慮をするのかという観点が重要。計画なり設計なりする現場の技術者に認識を深めてもらうためにも必要なことなので、一般的な部分であっても、みて、具体的な調査、計画、設計に取り組めるような形の参考書としての位置づけとして、前の編とダブるところがあっても、むしろ前の編で必要なところをこっちに盛り込むといった趣旨で、1冊でわかるようなわかりやすい手引きにしていいただければと思います。

岩崎小委員長     ありがとうございました。

田中専門委員     前の議論のときに参加していないのですが、先ほど出ました順応的管理のことはぜひ実現していただきたい。環境配慮に限らず、こういったことは非常に大事なことです。予算的にいろいろ難しい問題はあるかもしれませんが、こういう方向はいろいろ面でプラスになるのではないかとということが1点でございます。

主として水路工になるかと思うのですが、「多様な流速の確保」ということで、いろいろなが書かれております。いろいろな事例も出されておまして、非常によくまとまってきているという印象なのですが、実際にこれを実現していくとなると、エンジニアの場合には、従来型のマンシングの公式の一次元的議論だけで対応できない問題が多々出てくると思うのです。当面は部分的にこういうことをやっていくから、影響はそうないと思いますが、だんだん広がってくると、大きい水路も含めて、そういったことが重要になってくる。こういった水理的設計法を書く場所がなかなかないかもしれませんが、全体としてみれば、システム全体の評価を含めながら、一方で、基礎的な技術開発も行っていく必要があるのではないかなという印象をもっております。

細かい用語上の問題なのですが、41ページのところでは、「地域」をつけずに、「住民参加」というぐあいに直してありますね。ところが、43ページでは〔地域住民参加の例〕ということで、これは消し忘れなのでしょうか。または、何か意味合いがあって、「地域」を消しておられるのか。ホームページのときのパブリックコメントでも出ておりますので、ここは用語としてきちっとさせておいた方がいいだろうという印象を受けました。

角田事業計画課長     41ページの維持管理のところの「地域住民」の「地域」は消しておりますので、「住民参加」に統一していると思われれます。もし残っているとすれば消し忘れかと。もう一度チェックさせていただきます。

田中専門委員     同じような例ですが、21ページも、「オオクチバス（通称：ブラックバス）」が下の方にもまたあって、同じページに（通称：ブラックバス）が出ている。こ

れも多分消し忘れではないかなと思います。

岩崎小委員長　　ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

委員の方々からご意見が大体出たと思いますが、遊磨先生のご指摘が多かったものから、私、ああいう扱いをさせていただきましたが、事務局から何かお話があればお願いします。特に表土扱いなど、若干ご説明した方がいいのではないかといいところもあるかと思っています。

角田事業計画課長　　ご指摘については、全部、もう一度検討させていただきたいと思っています。

若干コメントさせていただくならば、26ページからのほ場整備の計画基準を準用している部分でございますけれども、ここに環境配慮の話が一切ないではないかというご指摘でございます。これは、基本的に、工種としてのほ場整備を実施するときの計画基準という形で示しておりますので、この中には環境配慮が入ってきていないわけですが、30ページの最初のところに、計画設計基準の「ほ場整備」に基づいて、調査、計画、設計を行うけれども、「事業による環境への影響を極力小さくする、あるいは損なわれた環境を回復するために、適切に環境配慮対策を行う」ということで、そのところの整理は、こういう形でさせていただければと考えているところでございます。

表土扱いでございますけれども、田園環境整備マスタープランで環境を保全するエリアではなく、生産性の高い農業を実現するためにほ場整備を要する部分につきましては、表土扱いということで区画整理をするわけです。土地を改変するわけですね。そのときに表土を一緒にならしてしまうと、終わった後の生産性が非常に低下するという問題がございます。したがって、工事の前に表土を一たん仮置きしまして、区画整備をした後、その表土をまた戻して、工事終了後の生産性が継続されるような措置をとっている。これを「表土扱い」といっておりますけれども、これは、ほ場整備をやる際には不可欠のプロセスというか、技術でございますので、その点、ご理解いただければと思います。

遊磨特別委員　　その物理的な動かし方が問題ではないかというコメントだったのですが。それは仕方がないと言われると私はちょっと悲しいです。何か策がないかなということとです。

角田事業計画課長　　例えばその場所をどこに動かすとかということなのでしょうか。

遊磨特別委員　　その辺は微妙なところで、私にはわからないのですけれども、何かも

う少しうまい策はないのかなと思いますね。

角田事業計画課長　もう一つ、ほ場の大区画化に伴って、レベル合わせが大変だというご指摘がございました。これは、今、レーザー光線等使って、均平度はかなり高精度になっておりますし、基本的に、その部分は、工事の中できちっと均平にしています。

遊磨特別委員　大抵の農家の人は、それでもだめだといいます。

角田事業計画課長　それは、毎年の農作業の開始のときにということですか。

遊磨特別委員　というか、ほ場整備をした後、そんなものは全然信用できないということで、農家の人はもう一遍やります。

角田事業計画課長　ほ場整備事業の中で一応均平にして、工事を完了するというプロセスになっているということでございます。

遊磨特別委員　最初の部分ですが、これはちょっと傲慢な言い方かもしれないのですが、河川局も同じ言い方をされるのですね。整備するのが基本で、若干環境配慮されるのですね。時代はもうそうでなくなってきているのではないかなという気がします。環境に十分配慮した上で、その中でできる整備を行うという方向ではないかなという気がします。ちょっと先取りできませんでしょうかね。

小林臨時委員　遊磨先生のご指摘の中で一番考えなければいけないのは、ほ場整備の中での環境保全という中で、田面での環境保全ということだと思っておりますが、そこがよく伝わっていないような気がするのですね。今までは、農地の中の水路や農道等の要素を検討してきて、水路や農道を全部総合化した中でほ場整備があったのですけれども、今、遊磨先生がおっしゃったのは、田面で何かあるのではないかと。そこら辺をもうちょっと伺って、それで手直しをするならした方がいい。今の遊磨先生の発言は、ちょっと言葉不足だと思うのですね。ですから、ほ場整備で、今、何が問題なのか。ほ場整備事業は、必要があって行うわけで、その中で環境保全を進めていこうというのは意欲的な取り組みだと思うのですね。そういう中で、回避エリアとかというのはものすごく大前進だと思うのです。それでもまだ田面とおっしゃる。田面での環境保全というのは、一体どういうことを意図しておっしゃっているのか、遊磨先生にお伺いして、それをもって、もう一度手直しをされたいいのではないかなと私は思うのです。

岩崎小委員長　営農に踏み込んだいろいろなお考えを含んでのご発言だと思いますけれども、もう少し補足しておいていただくと後の作業がやりやすくなりますので。

遊磨特別委員　おっしゃっていただいたのですが、実はいいアイデアがなくて、ごま

かしている部分で、申し訳ないのですが、ほ場整備は、ハード的なイメージが強いと思うのですね。そのハードの中でセミハード的なものがいろいろできないかなということは常に頭にあります。それは、例えば田面1つとってみれば、先ほど別のキーワードを申し上げましたが、ピオトープ水田、あるいは湿田化ですね。全体としては乾田化の対策をしておきながら、湿田を1ヵ所なり数ヵ所残す。事例として、そういうものをもう少し多く入れていただくとか、一見、大区画だけれども、畦畔がふえるような疑似小区間というのですか、そのようなことができないかなとか、冬期湛水までしなくても、深掘りの場所を1ヵ所つくっておけば、冬でも、あるいは春先でも湿地的なところがある程度残るといった事例もあると思うのですね。その土地の地下水位の問題もあるでしょうけれども。そのような水田の田面の中でできる作業をできるだけ多く盛り込んでいただけないかなという気持ちでありまして、これ以上のアイデアがないのはまことに申しわけないのですが、ほかの先生方により知恵があったら、お貸し願いたいと思います。

竹谷専門委員 先ほど利害相反の話をしていただいたのですが、全体として、農地を管理する中心になる舞台が今後ますます急速に減っていくことは、恐らくどなたも否定できない事実だろうと思うのですね。そういうときに、オンファームとオフファームのところで オンファームレベルの環境配慮は、非常に重要な課題だと思うのですが、そのときに、それでは、だれがそれを維持管理するのか、そのコストはだれがやるのかというところがみえない限り、配慮すればするほど、実は管理が大変なものですから、どんどん耕作放棄に向かって動かざるを得ないということが予測されるわけです。先ほど維持管理の重要性ということを上げたのですが、水路、農道を含めて環境配慮した農地空間をだれがどういう形で維持管理するのかというところで、平坦水田とともに、中山間の具体例を出していただいて、これならできるという像を提示しないと、現実には、配慮がかえって耕作放棄に拍車をかけてしまいかねない。その結果、生態系が貧弱になってしまうおそれもあるものですから、維持管理をだれがどういう形でするのかということも相当割いていいのではないかというのが私の意見です。

岩崎小委員長 ありがとうございます。

この問題はかなり難しいといいますが、遊磨先生は生態の方からずっとみておられて、確かにそういうところもあろうかと思えますけれども、今までの事業実施からみると、環境への配慮ということが相当入ってきまして、現場の技術者の方にこれを読んでいただいて、そして工夫を凝らしてもらおうと相当変わってくるのではないかなという期待を私自身

はもっておりますし、幸い、皆さんの努力で、大変いい事例、ビジュアルなものをたくさん入れていただきましたので、今回の第3編は、現場では大変好感をもって迎えられ、また、みんなに勉強していただけるのではないかと考えております。

小泉専門委員　私は作業部会の方で検討してきたと考えていましたが、今日、ご指摘いただいた点から、改めて気がついた点を申し上げます。

ほ場整備という概念ですが、26ページに書いてあるように、ほ場整備は田面だけではなく、総合的なほ場としての役割、機能を果たすような整備をするということで、農道も水路もその周辺も当然入るといった概念で説明し、それは当然だと受けとめて作業をしてきたつもりなのです。

田面部分の記述がちょっと少ないのではないかとのご指摘で、幾つか事例を出されましたが、環境保全的な意味での田面部分の扱いが具体的事例としてどういうものがあるかということが、十分情報がありませんでした。例えば疑似畦畔というお話がありましたけれども、それはどの程度やって、どういう畦畔ならどんな意味をもつのかとか、深掘りの話では、例えば1ヘクタールの中に1アール、深掘りの部分をつくれば生態系はどうか等々の情報がなく、その点欠如しています。

例えば、今回削除されている、97ページの「畦畔法面の表土扱い」ですが、具体的にどうするか、可能かという事が議論になり、現場での十分な情報がなかったため、削除されて、「植生吹付けをせず自然回復」という形になったと思われまます。ただ、「植生吹付けをせず」といわなくてもいいか。つまり、「畦畔法面の在来植生を生かした自然回復」ということで、旧来の畦畔を大幅にいじってしまわずに、できるだけそれを保全するような形で自然回復した方がいいという表現の方がいいかなという感じがいたしました。

法面にこだわって、インターネットで検索してみましたら、最近、労力不足や景観保全という意味から、畦畔及び農道の路肩への草花の導入が普及し、市によっては条例までつくって、奨励しているところもあります。この畦畔及び農道路肩への草花等の導入について配慮事項が必要なのではないかと思えます。従来、複数草地によって一つの生態系が保たれてきた畦畔に、例えばシバザクラを一斉に植える。あるいは、黄色い菜の花を畦畔に播くという事例があります。そういう単一草種にしてしまうことへの注意事項かなんかをに入れておいた方がいいのかなという感じがいたしました。

中條農村振興局次長　環境に配慮したほ場整備ということで、いろいろご指摘いただきまして、ありがとうございます。

私ども事業を担当する側からいたしますと、ほ場整備は、やはり公共事業でございます。先ほど小泉委員から話がありましたように、例えば10ヘクタールとか30ヘクタールといった広域なところを、水路や道路もあわせて整形し直す。一種の地域開発といった面をもっていることは否めないと思うのです。その部分がまさに公共事業の公共たる所だと思います。農家の方からすれば、自分の農地の生産性が向上されるわけでありまして、いわば財産の付加価値が上がるということでありまして、地域からすれば、これは利便性ははるかに増すということでありまして、私ども、そのところは無視できないところだと思っております。そういう意味で、この政策上、生産性の向上は極めて重要な観点であります。

しかしながら、ご指摘のとおり、今日、その工事とあわせて、環境配慮、特に生態系に配慮した事業をどうやって進めていくかというのが私どもの悩みでございます。このところは、私どもとしましては、国は一定の指針、方針を定めるとしましても、その地域として最もふさわしい整備はどうあるべきなのかは、その地域、地域の皆さんに十分議論していただく。私ども、もちろん、生産性の向上はお願いするわけでありまして、あわせて、地域の環境の保全という面で、どういったものが好ましいのかということも議論していただこうと思っております。前もこの場で申し上げたと思っておりますが、地元の方々がそれを検討される際に、十分な情報と、手助けになりますような手引きを提供するのが私どもの役目だと思っております。きょう、ご論議いただいたのは、そういう意味で極めて有益なご指摘だったと私どもは思っております。

極端なことをいいますと、農地ではなくて、思い切って、これはビオトープや環境のための事業だとすれば、これは全く違う事業ということになるわけでありまして、私どもとしては、そのところは原点をしっかりと見据えて、事業を進めていく必要があるのではないかなと思っております。

その場合の原点といいますのは、先ほど、完成した後の維持管理をどうやるかということが基本になると申し上げましたが、その場合のさらに基本は、その地域で、本当に将来にわたって営農が続けられるだろうか。農業が農業として、そこにしっかり定着しまして、生き生きとした農業・農村が維持されることが非常に重要だろうと思っております。

そういう意味で、繰り返しになりますけれども、事業を行った上で、最後にその地域がどのような形のおさまりをみせるのか、事業を始める前からそこを十分議論していただいて、私ども事業を進める側からも十分お聞きして、そして事業を進めていく必要があるう

かと思っております。

最後に、事業を実施する側の悩みのようなこととお話しさせていただきましたけれども、国は国として、そういう地方の立場 地域住民はもちろんそうですし、農家の方もそうなのですが、県・市町村はそれにより近いわけでありますから、県・市町村とも連携をとりながら、地域の声を大事にしながら、この事業を進めていきたいと思っております、そういう意味で、今回、「ほ場整備」の手引きのところに環境配慮ということでやらせていただきましたが、必ずしもこれで最後と思っておりません。先ほど委員の方からご指摘がありましたように、情報や成果がもっともっと出れば、10年後とはいいませんで、もう少しさきにそれを盛り込ませていただいて、その改訂の段階でよりいいものにしていきたいと思っております。

岩崎小委員長 今、総括のようなお話もございましたし、先生方からのご意見も一応出たと思っております。大変貴重な意見をいただきまして、ありがとうございました。

最後にお諮りしたいと思いますが、この「手引き（第3編）」に関しまして、本日いただいたご意見をよく検討いたしまして、事務局と相談しながら、修正が必要なところは修正することにして、最終的な当技術小委員会の報告にしたいと思っております。

修正に関しましては、きょう、皆様のご意見をよくお聞きしたつもりでございますので、私にお任せいただくということでお諮りしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

岩崎小委員長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日予定しました議事はすべて終了いたしました。

それでは、議事進行を事務局にお返しいたします。

角田事業計画課長 本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございました。これをもちまして、平成16年度第1回技術小委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

了



